

仕 様 書

1. 工事名称 逗子市立体育館泡消火ポンプ等更新工事

2. 工事場所 逗子市池子 1-11-1 (逗子市立体育館)

3. 工期 契約日から令和 8 年 3 月 20 日まで

4. 工事の目的

逗子市立体育館に設置されている泡消火設備は、1997 年に導入して以来 28 年以上使用していて配管等の消耗が激しい。PFOS 含有消火薬剤を用いた泡消火設備の取り扱いの規制等を遵守し更新工事を実施するもの。

5. 更新機器一覧

消火ポンプユニット	Φ125×1050L/min×80m×30 k w 制御盤・呼水槽・圧力タンク・フート弁付き	1 基	
泡消火薬剤 水性膜 3%		460L	消防検査及び検査前試験放射用を含む。
隔膜式泡消火薬剤貯蔵庫	400L 型	1 基	
混合器	200～2000L 型	1 台	
フォームヘッド		273 台	
一斉開放弁 (減圧式)	65A-10K	16 台	
一斉開放弁 (減圧式)	50A-10K	6 台	
流水検知装置	100A-10K	1 台	
ステンレスフレキ	65A-10K 消防認定品 L500	1 本	
ステンレスフレキ	125A-10K 消防認定品 L750	1 本	
給水用ユニオンフレキ	L300	1 本	
バタフライ弁	100A-10K 消防認定品	1 台	
バタフライ弁	50A-10K 消防認定品	12 台	
バタフライ弁	65A-10K 消防認定品	32 台	
仕切弁	50A-10K	2 台	
逆止弁	50A-10K	1 台	
ストレーナ	100A-10K	1 台	

6. 工事内容

- ① 分解
- ② 点検調査
- ③ 交換
- ④ 組み立て調整
- ⑤ 試運転調整
- ⑥ 産業廃棄物処理
- ⑦ 官公庁届出及び検査

7. 工事計画

- ・ **作業時間の基本:** 駐車場およびポンプ室内における工事作業、ならびに機器の搬入・搬出作業は、夜間作業(21:15~07:15 以内)にて実施すること。
- ・ **日中作業の要件:** 日中作業の実施が必要となる場合は、必ず発注者担当者と事前に協議を行うこと。協議の結果、発注者担当者が支障なしと判断した場合のみ、日中作業を許可する。

※受注者は発注者と協議の上、現地作業日程を取り決めるものとする。(試運転及び機器調整を含む) また、開館時間中の影響を最小限とするため、可能な限り、休館日(祝日を除く毎週月曜日)の実施、作業日ごとの仮復旧、現場作業時間の短縮のための連続工事等を検討すること。

※夜間作業終了後、毎朝、逗子市立体育館の保守担当者に、工事の進捗状況や会館時間に影響しそうな問題点等を口頭又は文書で簡単に報告すること。

8. 試験・検査

- ① 材料検査
- ② 外観構造検査
- ③ 実施操作検査
- ④ その他必要と認める検査

9. 工事の内容等

- ① 泡消火ポンプ等を既設同等品に更新、調整、安全かつ正常な動作が行えるよう動作試験を実施し、消防検査を受検すること。なお、検査に係る費用は受注者負担とする。
- ② 更新に必要な消耗品等は受注者が用意すること。
- ③ 交換作業終了後は、発注者・使用者(逗子市スポーツ協会担当者)立会いの下、作業及び交換箇所の報告・説明を行うこと。
- ④ 工事関係書類を提出すること。

着手時

着手届（指定様式）	1 部
工程表	1 部
請負工事現場代理人等選任届（指定様式）	1 部
施工計画書（法定の場合は必須。その他は必要に応じて）	1 部
材料承認願	1 部
一部下請承認届（指定様式）（必要に応じて）	1 部
完了時	
しゅん工届（指定様式）	1 部
完成図書（工事内容による）	2 部
写真帳（作業前、中、後の日付、内容等を示した黒板等も表示した写真）	2 部

10. 本工事に係る建設副産物の取扱いについては、別添の「建設副産物に係る特記仕様書」に従って行うこと。

11. 瑕疵担保

天災その他不可抗力又は使用者側の故意若しくは過失による場合を除き、しゅん工の日から起算して満 1 年間は無償による修理を保証すること。

12. 支払方法

工事が完了し、発注者によるしゅん工検査に合格した後に、適法な手続きに従って契約金額の全部の支払を請求する。支払は請求があった日から 40 日以内に、ただしこれにより難しいときは、60 日以内に支払うものとする。

13. その他

- ① 本仕様書にない事項及び工事の進捗上疑義が生じた場合は、工事監督員と協議し、指示に従うこと。
- ② 工事中においては、作業動線の設定等、施設利用者や施設周辺の方に十分配慮のうえ行うこと。

逗子市の建築・土木工事に係る環境配慮指針

1. 目 的

市が発注する建築工事及び土木工事に關して、環境に配慮した施工方法の実施、建設廃棄物の削減及び熱帯材型枠の使用抑制を進めるための標準的な指針を定め、建築・土木工事に係る環境への負担を低減することを目的とする。

2. 適用範囲

本指針の対象工事は、逗子市の建築・土木工事の発注物件に限る。

3. 環境配慮手順

(1) 環境配慮型施工方法の採用

- 1) 建設公害防止のため、環境・建設関連法令を厳守し、工事に伴う公害防止を図る。
- 2) 騒音・振動・粉じんを抑制し、大気や水質の汚染防止に努めるため、低騒音・低振動・低排出ガス型作業機械を優先的に採用する。
- 3) 自然環境の保護や周辺環境との調和のために、地下水脈の保護、雨水浸透の推進及び緑化を推進する。

(2) 建設副産物対策

1) 建設廃棄物の発生量の抑制

- ① 建設副産物の発生量、再利用率の把握及び報告
施工計画書を作成し、確認を得たのち工事を施工する。また、建設副産物に係る特記仕様書に基づき関係各手続きにて報告する。
- ② 建設廃棄物の削減
建設廃棄物削減のため、次号 2) のリサイクル対策を推進するとともに、建設廃棄物の少ない施工技術及び施工方法の調査、研究を推進し、実施する。

2) 建設副産物のリサイクル促進

「建設工事に係る資材の再源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）を基本とし、実施すること。

- ① 建設発生土の再使用（リユース）
 - ・ 土地の掘削を伴う工事は、掘削土量の削減及び現場内利用を促進する。
 - ・ 他の部・課との資源化利用を図るため、協議・調整する。
- ② 建設副産物の再利用（リサイクル）
 - ・ アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊の再利用を促進する。
 - ・ 廃ガラス、陶磁器片等の再利用を促進する。
 - ・ アルミニウムくず、鉄くず等の再利用を促進する。
 - ・ その他の再利用可能な建設副産物についても、積極的な再利用に努める。

(3) 建設廃棄物の適正処理

工事に伴う建設廃棄物は、廃棄物の減量化を進めるとともに、最終処分場の周辺住民及び周辺環境への影響を考慮し、適正処理を進める。

- 1) 建築・土木工事に関する課の工事監督員は、マニフェスト（出荷証明）等により、廃棄物の種類、数量、最終引受場所等の確認を行い、その廃棄物について、適正な処理がなされたことを証明する書類を保存する。
- 2) 建築・土木工事に関連する課の工事監督員は、計画地の土壌について、汚染の可能性がある場合には適切な処理を行う。
- 3) なお、汚染土や汚染処理土を処分する場合には、保管場所や運搬時における雨水の浸透や飛散の防止方法を講じる。

(4) 再生建設素材・資材等、環境負荷の少ない建設材の使用促進

高炉セメント、アスベストの含有量の少ない製品等、環境に配慮した素材の活用技術を調査・研究し、その使用促進を図る。

(5) 熱帯材型枠の使用抑制

型枠工事における熱帯材の使用を抑制することを努める。

- 1) コンクリート型枠工事を実施する課では、工事の発注にあたって、鋼製型枠等代替型枠の利用や熱帯材型枠の転用回数の増加などにより、熱帯材型枠の使用を抑制するよう受注者を指導する。
- 2) コンクリート型枠工事における型枠材の使用について、合板型枠以外の型枠及び非熱帯材合板型枠の使用を促進するための、施工技術及び施工方法の調査・研究を推進し、実施する。

施設計画策定にあたっての環境配慮手順書

1. 目的

市の建設する施設等から発生する環境負荷を低減するためには、施設等の計画段階から、環境への配慮を盛り込むことが必要である。施設計画策定にあたっての環境配慮のための標準手順を定め各種工事の施工計画書作成に考慮する。

2. 適用範囲

本手順書で対象とする計画は、次のものとする。

(1) 建築物等の建築計画

建築工事、給水施設、空気調和設備、電気設備とする。

(2) 道路、河川、公園、下水道等の土木工事計画

土工、運搬工、杭、矢板打工等、コンクリート工、舗装工、橋りょう下部工、地盤改良工、及びトンネル工とする。

3. 環境配慮項目

(1) 環境負荷の少ない工法の選択、建設廃棄物の削減、及び熱帯材型枠の使用抑制

(2) 新エネルギーや未利用エネルギーの活用、高効率機器の選定などの省エネルギー対策

(3) 再生建材の利用や雨水の活用などの省資源対策

(4) 敷地内、屋上、壁面等の緑化の推進

(5) 透水性舗装、雨水浸透枳の設置等による地下水の涵養対策

(6) 生態系の保全等の地域の自然環境との調和対策及び景観の保全、配慮

4. 環境配慮手順

建設副産物に係る特記仕様書に基づき施工計画書を作成し、確認を得たのち工事を施工する。

建設副産物に係る特記仕様書

本特記仕様書は、建設工事に伴い副次的に得られる物品についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、逗子市が発注する工事に適用する。

I. 建設廃棄物の適正処理等に関する事項

工事の施工等にあたっては、まず建設副産物の発生抑制に努め、発生したものについては再使用、再生利用を徹底し、そして熱回収が可能なものは熱回収を行うことを基本として取り組むこととし、このための施工方法及び建設資材の選択等については積極的に提案すること。

1. 施工前に取り組む事項

建設副産物の発生抑制、分別解体等、再資源化等の中心的役割を担うものとして、建設業法、建設リサイクル法その他の法令を遵守するとともに、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備等を行うこと。

《管理及び施工体制の整備》

- (1) 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にし、廃棄物処理計画の作成に努めること。
- (2) 請負代金の額が 100 万円以上の場合には、次項Ⅱ. に基づき再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。特に建設リサイクル法に規定する対象建設工事（以下、「対象建設工事」という。）においては、契約前に発注者に提出した「説明書」を施工計画書に添付すること。
- (3) 再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書及び廃棄物処理計画書等の内容については、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うこと。

《下請契約》

- (4) 工事の一部を下請発注し、生じる建設廃棄物を処理委託する場合は個別に直接処理委託契約をすること。
- (5) 分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に努めること。
- (6) 対象建設工事にあつては、発注者に提出した「説明書」の内容を下請負人に告げるとともに、分別解体等の計画等に沿った施工、特定建設資材廃棄物の再資源化について指導を徹底すること。
- (7) 対象建設工事の下請契約には、建設業法による事項の他、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を記載すること。
- (8) 解体工事を下請けさせる場合は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可業者(※)又は、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に発注すること。ただし、解体工事業登録業者は請け負うことができる工事の規模に制限があるので注意すること。

《事前調査等》

- (9) 対象建設工事においては、建設工事の着手に先立ち対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行うこと。
- (10) 調査結果に基づき、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出や付着物の除去など適正な工事の実施を行うための措置を講ずること。

《再生品の利用》

- (11) 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材について、利用用途に応じた品質等を考慮した上で、次の事例を参考とし、可能な限り利用すること。
- ア、道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割り石等の材料は、原則として、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づく県のコンクリート塊等処理指定工場から再生砕石等を調達すること。ただし、再生砂（RC-10）の利用に当たっては、製造者側から試験結果報告書を入手し六価クロムに係る環境基準の適合確認をした上で、監督員に報告書を提出し、確認を受けることとする。なお、請け負った工事において再生砕石等を使用する場合は、上記要領に基づき、施工計画書に当該指定工場の材料試験成績書を添えて、建設リサ

イクル資材利用（変更）計画書を監督員に提出し承諾を受けること。

また、受注者は法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

なお、工事が完了したときは、上記要領に基づき、当該工事に使用した再生砕石等の使用数量を建設リサイクル資材利用報告書に再生骨材購入指定工場の納入証明を受け、監督員に提出すること。

イ、建築工事の内装材等及び道路舗装材には、「工事における環境配慮型公共工事の推進に関する特記仕様書」を参考に、パーティクルボードや再生加熱アスファルト混合物等の利用に努めること。

ウ、この他、コンクリート型枠材としてのパーティクルボード利用、法面の緑化材、雑草防止材等としての再生木質マルチング材等の利用を積極的に提案すること。

2、施工に関する事項

分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法、労働安全衛生法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等の関係法令を遵守するとともに、アスベスト、CCA木材、フロン類、非飛散性アスベスト、PCB等の取扱いには十分注意し、有害物質等の発生抑制及び周辺環境への影響の防止を図ること。

《発生抑制》

(1) 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択等について、次の事例を参考について、積極的な提案を行うこと。

ア、解体時において再使用が容易に行える施工方法の採用

イ、耐久性の高い建築物等の建築等

ウ、使用済コンクリート型枠の再使用

エ、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の現場内破砕による路盤材等への再利用

オ、建設汚泥の現場内での脱水、固化等して盛土材等への再利用

《分別解体等》

(2) 建設業者にあつては主任技術者（監理技術者）、解体工事業業者にあつては技術管理者を設置するとともに、工事の現場に標識を掲げること。

(3) 建設副産物を、次の区分に留意して、種類ごとに分別しつつ工事を施工するよう努めること。

ア、建設廃棄物と建設発生土

イ、一般廃棄物（飲料の空缶や弁当がら、剪定枝葉等）と産業廃棄物（伐木材・伐根材等）

ウ、特別管理産業廃棄物（飛散性アスベスト廃棄物等）と再資源化できる産業廃棄物

エ、安定型産業廃棄物（がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず等）と管理型産業廃棄物（燃え殻、木くず、廃石膏ボード等）

(4) 対象建設工事においては、分別解体等の計画等に定める、工事工程の順序、当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法により、現場において、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材をその種類ごとに確実に分別しつつ施工すること。

《再資源化等》

(5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等、建設発生土は、再生資源利用促進計画書に基づき、再資源化施設等に搬入するとともに、再生資源の活用を努めること。

(6) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、原則として神奈川県のコンクリート塊等処理指定工場へ搬入すること。

(7) 建設発生木材等は、原則として神奈川県の指定事業者の指定施設へ搬入すること。

(8) その他の建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外の廃棄物、対象建設工事でない工事による建設廃棄物）についても、可能な限り分別解体等を実施し、再資源化等に努めること。

《適正処理》

(9) 廃棄物を処理する場合には、元請業者は、排出事業者として自らの責任において、廃棄物処理法等関係法令に基づき、可能な限り現場で減量化した後に適正に処理すること。

(10) 廃棄物の処理を委託する場合には次の事項に留意すること。

ア、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々委託契約すること。また、吹き付けアスベスト除去工事等に伴い発生する飛散性アスベスト廃棄物等の特別管理産業廃棄物はその専門業者に委託すること。

イ、適正な委託契約を行わない状況で、受託者が不法投棄等を行った時には、委託基準違反として委託者にも責任が及ぶことになるため、適正な委託費用をもって適切な委託契約を行い、併せて契約内容を確実に履行するよう関係者を指導監督すること。

ウ、産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、最終処分（再生含む）が完了したことを確認すること。

3、施工の完了後に関する事項

(1) 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成した工事にあつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合した上で実施状況を把握し、実施書を監督員に提出し、計画書とともに保存すること。

(2) 対象建設工事においては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合して、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了を確認したときは、速やかに「再資源化等報告書」を発注者に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。

(3) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、当該工事で発生したコンクリート塊等の指定工場への搬入を完了したときは、速やかに指定工場の証明を受けて監督員に報告すること。

(4) 建設発生木材等については、当該工事で発生した建設発生木材等の指定施設への搬入を完了したときは、速やかに指定施設の証明を受けて監督員に報告すること。

(5) (1)から(4)の書類は、完成検査時の確認事項とするので、契約工期内に提出すること。

(参考)

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）（令和 7 年 6 月 1 日改正）（建設リサイクル法）
- 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（平成 13 年 1 月 17 日 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号）
- 神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成 14 年 5 月 28 日 神奈川県告示第 366 号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）（令和 5 年 4 月 1 日改正）（ラージリサイクル法）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（令和 7 年 6 月 1 日改正）（廃棄物処理法）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）（令和 3 年 9 月 1 日改正）（グリーン購入法）
- 建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月 30 日改正）

Ⅱ．建設副産物実態調査に関する事項

現場から発生する建設副産物についての発生量および再生資源利用量の実態把握について定める。

- 1、元請業者は、建設資材利用又は建設副産物発生・搬出を行う、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上の工事（小規模工事等は除く）は、次項の建設副産物実態調査作業手順に基づき調査データを提出するものとする。

ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータ及び帳票は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」で定められた「再生資源利用{促進}計画書（実施書）の作成」を兼ねるものとする。

本調査の対象品目は、表1の通りである。

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備考
搬入する 建設資材	コンクリート	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	
	木材	
	アスファルト・コンクリート	
	土砂	
	砕石	
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
	その他の建設資材	
搬出する 建設副産物	コンクリート塊	
	建設発生木材 A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材 B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト（飛散性）	
	その他の分別された廃棄物	
	第一種～第四種建設発生土及び浚渫土（建設汚泥を除く）	

2、建設副産物実態調査のコブリス・プラスの作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ
<http://www.fkplus.jacic.or.jp/>から
から建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）にログインする。
システムの操作方法については、「トップページ」内の「コブリス・プラスでできること（動画）」、「コブリス・プラスの使い方」ページ内の「民間企業の方へ」「■工事の受注者の方へ」（1）及び、「■受注者向け（動画）」を参照する。
- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。データ入力の際、データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。（監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合（提出状況欄が「問い合わせあり」の場合）は修正登録をする。）
- (3) 「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロード」から、当該様式（計画）を印刷し、監督員に提出する。
- (4) 工事完成時に実施書（最終データに修正）に書き換える。データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。（監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合（提出状況欄が「問い合わせあり」の場合）は修正登録をする。）
- (5) 「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロード」から、当該様式（実施）を印刷し、監督員に提出する。
- (6) 工事検索画面から当該工事を検索し、「データ登録済み確認書」を印刷し、修正を要するエラーが出ていないことを確認の上、監督員に提出する。

3、データ入力上の留意点

- (1) 建設発生土の搬出がある場合は、「公共建設発生土処理に係る特記仕様書」を参照すること。
- (2) チェック結果及び「データ登録済み確認書」のチェック結果で確認が必要な事項に下記の項目がある場合は修正する。

11.レンジオーバー

（発生箇所：工事概要）

請負金額の単位が「万円」であることを再確認し、桁間違いをしていないか確認のうえ、修正登録。

20.現場内不整合

（発生箇所：様式1 土砂、様式2 建設発生土）

「様式1の土砂（現場内利用量）」＝「様式2の建設発生土（現場内利用量）」となるように修正登録。

（発生箇所：様式1 砕石、様式2 コンクリート、アスファルト・コンクリート）

「様式1の砕石（現場内利用量）」＝「様式2のコンクリート、アスファルト・コンクリート（現場内利用量）」となるように単位換算をした数値で修正登録。

24.リサイクル率対象外

（発生箇所：様式2 コンクリート、様式2 アスファルト・コンクリート）

原則として、搬出先は県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場（再資源化工場）となるため修正登録。

（発生箇所：様式2 建設発生木材 A、B）

原則として、搬出先は県土整備局の指定事業者の指定施設（再資源化施設）となるため修正登録。

（発生箇所：様式2 建設発生土（第一種～第四種、浚渫土））

原則として、搬出先は県指定受入地となるため修正登録。